

## ～ 介護職員による喀痰吸引等行為の実施について ～

平成 24 年度から、県が実施する喀痰吸引等研修を修了した介護職員等は、一定の条件のもとで、業務として、たんの吸引等の行為（医療行為）を実施できることとなっています。

介護職員が事業所等において喀痰吸引等行為を実施するためには、県から

- ・ 介護職員は、認定特定行為業務従事者の認定（認定証の交付）
- ・ 介護職員等が所属する事業所は、登録特定行為事業者の登録（登録通知）

をそれぞれ受ける必要があります。

※ 喀痰吸引等研修を修了しただけでは、喀痰吸引等行為の実施はできませんのでご注意ください。

手続に必要な様式は、青森県庁ホームページに掲載しています。

《青森県喀痰吸引等関係登録について》（高齢福祉保険課）

<http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/kakutankyuuinnto-toroku.html>

青森県 喀痰吸引登録

検索

### 1 介護職員が認定特定行為業務従事者の認定を受けたい場合

（不特定多数の者を対象として、喀痰吸引等行為を行う者）

#### （1）喀痰吸引等研修（第二号研修）修了者

様式 1-1（認定申請書）、様式 1-3（誓約書）、住民票（本籍記載のもの）、研修修了証明書の写し（所属代表者印による原本証明を付したもの）を県に提出

※ 婚姻などにより、研修申込時や研修修了時の氏名に変更が生じた場合は、変更前後の氏名が確認できる書類（戸籍謄本など）をあわせて提出してください。

#### （2）経過措置対象者

平成 23 年度以前に以下の通知に基づく研修を修了し、喀痰吸引等の実施が認められていた方は、平成 24 年 4 月 1 日以降、認定特定行為業務従事者の認定申請が必要です。

- ① 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成 22 年 4 月 1 日 付け医政発 0401 第 17 号厚生労働省医政局長通知)
- ② 「平成 23 年度介護職員等のたんの吸引等にかかる研修事業（不特定多数の者対象）の実施について」(平成 23 年 10 月 6 日付老発 1006 第 1 号)

様式 2-1（申請書）、様式 2-2（誓約書）、様式 2-3（本人誓約書）、様式 2-4（第三者証明書）、様式 2-5（実施状況確認書）、住民票（本籍記載のもの）、経過措置対象者であることを証明する資料（※）を県に提出

※ ①に基づき申請する場合は、研修カリキュラム、各特養施設において交付された研修修了証の写し（所属代表者印による原本証明を付したもの）、指導看護師の研修修了証の写し（所属代表者印による原本証明を付したもの）を添付すること。

※ ②に基づき申請する場合は、研修修了証明書の写しを添付すること。

注）通知①に基づく研修については、平成 24 年 4 月 1 日以降に特別養護老人ホーム内で当該研修を実施しても、経過措置対象者とは認められず、認定を受けることはできません。

#### 【変更届の提出について】

認定特定行為業務従事者の認定を受けた者について、氏名・本籍地・住所に変更が生じた場合は、様式 3-1（変更届出書）、従事者認定証の写し、変更前後の内容が確認できる書類（住民票、戸籍謄本など）を添付の上、県に提出してください。

## 2 事業所が登録特定行為事業者の登録を受けたい場合

(不特定多数の者を対象として、介護職員が喀痰吸引等を実施する事業所)

様式 6-1 (登録申請書)、様式 6-2 (認定特定行為業務従事者名簿)、従事者認定証の写し (名簿登載者すべて)、様式 6-3 (誓約書)、様式 6-4 (登録適合書類)、喀痰吸引等業務を実施するための規程 (業務方法書など)、事業所開設者 (運営法人等) の定款と登記事項証明書 を県に提出

※ 看護師や准看護師がその資格により喀痰吸引等を実施する場合は、事業者登録は必要ありません。

### 【登録の更新について】

登録を受けた事業者が、実施できる喀痰吸引等の行為を追加する場合は、様式 7 (更新申請書)、様式 6-2 (認定特定行為業務従事者名簿)、様式 6-4 (登録適合書類) を県に提出してください。

例) 特別養護老人ホームで、口腔内吸引と胃ろうによる経管栄養について登録を受け実施してきたが、所属する介護職員が第二号研修を修了し、新たに鼻腔内吸引を追加実施する必要がある場合 など

### 【変更登録について】

以下のように、登録時 (に提出した書類等) の内容に変更が生じた場合は、様式 8 (変更登録届書) による届出が必要です。

- ア) 事業所の開設者に関する事項 (法人代表者の氏名・住所等) が変わった場合
- イ) 事業所の所在地・名称が変わった場合
- ウ) 事業所に所属する (様式 6-2 (従事者名簿) に登載していた) 認定特定行為業務従事者に変更 (増減) が生じた場合 (従事者の採用、異動、退職などによる)
- エ) 喀痰吸引等に使用する備品が変わった場合 (業務方法書の変更など)

## 3 特定の者を対象に喀痰吸引等を実施する場合の手続等 (第三号研修修了者など)

これについては、県健康福祉部 障害福祉課 障害者支援グループ (電話 017-734-9308 FAX : 017-734-8092) が窓口となっていますので、お問合せください。

## 4 その他 (第一号研修の実施について)

これまでの本県の喀痰吸引等研修で修了することができる特定行為は、口腔内吸引、鼻腔内吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の3行為のみ (第二号研修のみ実施) としていましたが、平成 29 年度からは、気管カニューレ内部の喀痰吸引と経鼻経管栄養を加えた計 5 行為について修了できる (第一号研修を実施する) こととする予定です。

詳細については、平成 29 年度の喀痰吸引等研修の受講者募集時 (平成 29 年 4 月下旬予定) に研修実施要項などによりお知らせします。

《担当》

【上記 1、2、4 関係 (第一号研修、第二号研修)】

青森県 健康福祉部 高齢福祉保険課 介護人材定着支援グループ  
喀痰吸引等事務 (認定特定行為) 担当

電話 017-734-9298 FAX 017-734-8090

【上記 3 関係 (第三号研修)】

青森県 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援グループ  
認定特定行為担当

電話 017-734-9308 FAX 017-734-8092